

福井県報

号外第8号
平成28年
2月29日(月)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

告示

○海面に係る区画漁業の免許の内容たるべき事項の決定(一〇四・水産課)

公告

○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定による海洋生物資源の保存および管理に関する計画の変更(水産課)

告示

福井県告示第104号

漁業法(昭和24年法律第267号)第1条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および関係地区または地元地区を次のとおり定め、同条第5項の規定により公示する。

平成28年2月29日

福井県知事 西川 一誠

区画漁業

- 免許予定日
平成28年6月1日
- 存続期間
平成28年6月1日から平成30年8月31日まで
- 申請期間
平成28年3月22日から平成28年4月22日まで
- 免許の内容たるべき事項および地元地区
公示番号 区第112号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 まさば小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
イ 漁場の位置

小浜市田島地先

漁場の区域

次の基点518号、(ア)、および基点第562号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第464号 小浜市田島地崎赤熊

に設置した標注

基点第518号 小浜市田島地崎明神

鼻に設置した標柱

基点第562号 小浜市田島地先一本

松に設置した標柱

(ア) 基点第518号から基点464号

を見通す線上200メートルの点

(2) 地元地区

小浜市田島

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項および第8項の規定に基づき、福井県の海洋生物資源の保存および管理に関する計画の一部を平成28年2月29日付けで変更したため、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり変更後の計画を公表する。

平成28年2月29日

福井県知事 西川 一誠

一 海洋生物資源の保存および管理に関する方針

1 本県の海域は、対馬暖流による浮魚類の回遊と広い面積を持つ大陸棚域に豊富に生息する底魚類に恵まれ、日本海側でも有数の好漁場を形成している。

本県の水産業は、生産量で14,934トン、生産額で7,757百万円の漁

獲実績を有している(平成25年)。

また、水産加工業での生産も盛んであり、特に沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。

2 このように、水産業は、本県の均衡ある発展を図るために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

我が国周辺水域における海洋生物資源の多くは、近年、全体として概ね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、概ね同様の傾向が見られるところであり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このことから、県は、従来からの漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置に加え、海洋生物資源の適切な保存および管理を図るため、国の基本計画により本県に定められた、第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量および第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力可能量について管理措置を講じてきたところである。

4 県は、漁獲可能量および漁獲努力可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等を指導し、または採捕の数量の公表等実効性のある措置を講じるため、他県の人漁船を含めた第1種特定海洋生物資源の採捕実績および第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努めることとする。

5 本県について定められた漁獲可能量および漁獲努力可能量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布および回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データの蓄積または知見の収集が必要であるため、県水産試験場を中心とし、国または関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源および第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存および管理を図るため、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量および漁獲努力可能量については、他府県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

二 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 平成27年の第1種特定海洋生物資源知事管理量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
まあじ	平成27年1月～平成27年12月	若干
まさばおよびごまさば	平成27年7月～平成28年6月	若干

するめいか	平成27年4月～平成28年3月	若干
ずわいかい	平成27年7月～平成28年6月	306

2 平成28年の第1種特定海洋生物資源知事管理量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
まあじ	平成28年1月～平成28年12月	若干
まさばおよびごまさば	平成28年7月～平成29年6月	(注)
するめいか	平成28年4月～平成29年3月	(注)
ずわいかい	平成28年7月～平成29年6月	(注)

(注) まさばおよびごまさば、するめいか、ずわいかいについては、管理の対象となる期間が開始する前までに漁獲可能量を設定する。

三 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関する実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数については現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさばおよびごまさば】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数については現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように

努めるものとする。

【するめいか】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数については現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船を使用する釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲状態を把握する。

また、福井県資源管理指針の円滑な推進により、自主的資源管理措置に取り組む。

【ずわいかい】

小型底びき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲努力量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、福井県資源管理指針の円滑な推進により、漁期外に混獲、死亡する個体数量を低減するよう努めるとともに、自主的資源管理措置に取り組む。

四 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

1 平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量およびその対象となる採捕の種類にかかると期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力可能量(隻日)
あかがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰1種漁業)	平成28年4月1日～平成28年5月31日	2, 0 0 6

(注) 「小型機船底びき網漁業」とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

2 平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理漁獲努力可能量およびその対象となる採捕の種類にかかる期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力可能量 (隻日)
あかかだい	機船底びき網漁業	平成28年4月1日～ 平成28年5月31日	2,006

(注)「機船底びき網漁業」とは、福井県漁業調整規則(昭和39年福井県規則第61号)に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

五 第2種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【あかかだい】

日本海西部のあかかだい(すわいかにを含む)の資源回復を図るために、福井県資源管理指針に基づく自主的資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力可能量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

六 その他の海洋生物資源の保存および管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存および管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存および管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、小型底びき網漁業の漁獲努力可能量の適正化について検討を進めるものとする。

平成二十八年二月二十九日印
平成二十八年二月二十九日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七
福井県
福井市
榑竹下印刷所

☎三三三二番